

彦根市スポーツ少年団指導者倫理心得

この心得は、彦根市スポーツ少年団の指導者として、資質向上と活動の安全確保、そして、スポーツ少年団活動理念の遂行のために、常に心がけていきたい内容として記述する。

1 安全の確保

- 1 (活動計画・内容) 熱中症の予防に努めるなど、子どもの心身の発達と体力の状況をよく理解し、適切な活動計画を組むこと。
- 2 (施設・設備の確認) 準備・後始末を含めた活動は、指導者のもとで行い、施設、設備に潜在的な危険がないか常に注意を払うこと。
- 3 (行き帰り) 活動場所への行き帰りは、交通安全等について、繰り返し注意を喚起する。
- 4 (天候等把握) 屋外で行う活動については、特に、落雷等、天候の変化に注意を払い、安全第一を心掛ける。
- 5 (活動場所の下見) 野外活動等、普段の活動場所を離れて活動する場合は、事前に下見をしておくなど、安全確保に十分な注意を払うこと。
- 6 (緊急時の対応) 万一緊急対応を要する事故が生じた場合の対応について、医療等と適切な連携がとれるよう、事前に体制を整えておくこと。

2 体罰的な行為 (バイオレンス)

- 1 指導する際、身体的・精神的な暴力行為は厳に禁止する。

3 身体的精神的な行為 (セクシュアル・ハラスメント)

- 1 性的な言動、表現を行うことは厳に禁止するとともに、その言動が、相手に不快感を与える行為は行わない。

4 指導者の立場 (パワー・ハラスメント)

- 1 指導者と団員との関係を利用し、立場の弱い者に対して、人道的に反する行動や強要をしないこと。
- 2 プライバシー (個人的人権) の問題については、十分に配慮すること。

5 社会的規範事項

- 1 社会的規範としての習慣、道徳、法律を強く意識・励行し社会秩序の維持に努めるものとする。
- 2 社会の一員としてのマナーを向上させることに努める。
- 3 不適切な報酬、手当、手数料、接待、供応等の直接又は間接的な強要、受領は行わない。
- 4 組織内外における施設、器具等の購入などに関わる贈収賄行為は行わない。

6 報告義務

- 1 上記2～5において違反と認められる時は、速やかに彦根市スポーツ少年団本部に報告すること。

7 指導者の資質

- 1 スポーツ少年団綱領に示す理念実現のために、常に指導者の資質向上に努めること。

8 規定の違反

- 1 違反した指導者がでたときは、倫理委員会の協議決定に従い、登録事務の拒否または認定資格等の停止を県本部に進言する等の措置を行う。

9 委員会の設置

- 1 彦根市スポーツ少年団指導者倫理委員会は、本部長、副本部長、常任委員、本部員、事務局長でもって構成する。
- 2 倫理委員会は、彦根市スポーツ少年団倫理委員会規約に則って開催する。